

公益財団法人かながわ国際交流財団 定款

目次

- 第1章 総則（第1条・第2条）
- 第2章 目的及び事業（第3条・第4条）
- 第3章 財産及び会計（第5条～第14条）
- 第4章 評議員（第15条～第19条）
- 第5章 評議員会（第20条～第30条）
- 第6章 役員（第31条～第40条）
- 第7章 理事会（第41条～第51条）
- 第8章 名誉顧問（第52条）
- 第9章 賛助会員（第53条）
- 第10章 定款の変更及び解散（第54条～第57条）
- 第11章 事務局（第58条）
- 第12章 情報公開及び個人情報の保護（第59条・第60条）
- 第13章 公告の方法及び帳簿の備え置き（第61条・第62条）
- 第14章 補則（第63条）

第1章 総則

（名称）

第1条 この法人は、公益財団法人かながわ国際交流財団と称する。

（事務所）

第2条 この法人は、主たる事務所を、神奈川県三浦郡葉山町に置く。

第2章 目的及び事業

（目的）

第3条 この法人は、世界に開かれた神奈川、世界と結ぶ神奈川を目ざして、人と人、地域と地域の国際交流及び国際協力の積極的な推進、多文化共生社会の実現、国際的な人材の育成並びに学術・文化交流を通じ地域文化の向上を図り、もって県民の福祉の向上と世界の平和と発展に寄与することを目的とする。

（公益目的事業）

第4条 この法人は、前条の公益目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 多文化共生の地域社会かながわづくり
- (2) 県民・NGO等との連携・協働による国際活動の促進
- (3) 国際性豊かな人材の育成

- (4) 学術・文化交流の促進
- (5) その他公益目的を達成するために必要な事業

第3章 財産及び会計

(財産の種類)

第5条 この法人の財産は、基本財産及びその他の財産の2種類とする。

2 基本財産は、この法人の目的である事業を行うために不可欠な財産として理事会及び評議員会で別に定めたものとする。

3 その他の財産は、基本財産以外の財産とする。

(基本財産の維持及び処分)

第6条 理事長は、基本財産については、その適正な維持管理に努めなければならない。

2 やむを得ない理由により基本財産の一部を処分若しくは除外しようとするとき又は担保に供する場合には、あらかじめ理事会及び評議員会において、議決に加わることのできる理事及び評議員の3分の2以上の多数をもって決議しなければならない。

(財産の管理・運用)

第7条 前条に定めるもののほか、この法人の財産の管理・運用は、理事長が行うものとし、その方法は理事会において別に定めるものとする。

(保有する株式等にかかる議決権の行使の制限)

第8条 この法人は、保有する株式その他の出資については、その議決権を行使してはならない。

(事業年度)

第9条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第10条 この法人の事業計画書及び収支予算書並びに資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度開始日の前日までに理事長が作成し、理事会の承認を得て、定時評議員会に報告しなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 理事長は、前項に規定する事業計画書及び収支予算書並びに資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類を、毎事業年度開始日の前日までに神奈川県知事に提出しなければならない。

(事業報告及び決算)

第11条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時評議員会に提出し、第1号及び第2号の書類についてはその内容を報告し、第3号から第6号までの書類については承認を得るものとする。

(1) 事業報告

- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- (6) 財産目録

2 理事長は毎事業年度の経過後3箇月以内に、計算書類（貸借対照表、損益計算書（正味財産増減計算書）及び財産目録等）を神奈川県知事に提出しなければならない。

（公益目的取得財産残額の算定）

第12条 理事長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、第62条第1項第10号の書類に記載するものとする。

（長期借入金及び重要な財産の処分又は譲受け）

第13条 この法人が資金の借入をしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期の借入金を除き、理事会において、議決に加わることができる理事の3分の2以上の多数をもって決議しなければならない。

2 この法人が重要な財産を処分し又は譲り受けようとする場合（第6条第2項に規定する場合を除く。）にあっても、前項と同様の手続きを経なければならない。

（会計の原則）

第14条 この法人の会計は、一般に公正妥当と認められる公益法人の会計の慣行に従うものとする。

第4章 評議員

（評議員）

第15条 この法人に評議員6名以上11名以内を置く。

（評議員の選任及び解任）

第16条 評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般社団・財団法人法」という。）第179条から第195条の規定に従い、評議員会において行う。

2 評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。

(1) 各評議員について、次のイからへに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

イ 当該評議員及びその配偶者又は3親等内の親族

ロ 当該評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

ハ 当該評議員の使用人

ニ ロ又はハに掲げる者以外の者であって、当該評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの

ホ ハ又はニに掲げる者の配偶者へ ロからニまでに掲げる者の3親等内の親族であつて、これらの者と生計を一にするもの

(2) 他の同一の団体（公益法人を除く。）の次のイからニに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

イ 理事

ロ 使用人

ハ 当該他の同一の団体の理事以外の役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人）又は業務を執行する社員である者

ニ 次に掲げる団体においてその職員（国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。）である者

① 国の機関

② 地方公共団体

③ 独立行政法人通則法第2条第1項に規定する独立行政法人

④ 国立大学法人法第2条第1項に規定する国立大学法人又は同条第3項に規定する大学共同利用機関法人

⑤ 地方独立行政法人法第2条第1項に規定する地方独立行政法人

⑥ 特殊法人（特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であつて、総務省設置法第4条第15号の規定の適用を受けるものをいう。）又は認可法人（特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう。）

3 評議員のうちには、理事のいずれか1名とその親族その他特殊の関係がある者の数、又は評議員のいずれか1名及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、評議員総数の3分の1を超えて含まれることにはならない。また、評議員には、監事及びその親族その他特殊の関係のある者が含まれてはならない。

4 評議員は、この法人の理事又は監事若しくは使用人を兼ねることができない。

5 評議員が次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。この場合、議決に加わることができる評議員3分の2以上の多数の決議に基づいて行わなければならない。

(1) 職務上の義務に違反し、または職務を怠ったとき。

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに耐えないとき。

(任期)

第17条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。

3 評議員は、第 15 条に規定する定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員の登記等)

第 18 条 評議員に変更を生じたときは、2 週間以内に、主たる事務所の所在地において変更の登記をし、遅滞なく、その旨を神奈川県知事に届けなくてはならない。

(評議員に対する報酬等)

第 19 条 評議員に対して、1 日につき 1 万円を超えない範囲で、評議員会において別定める報酬の支給の基準に従って算定した額を報酬として支給することができる。

2 評議員にはその職務を執行するために要する費用を弁償することができる。この場合の支給基準については評議員会において別に定める。

第 5 章 評議員会

(構成)

第 20 条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

(権限)

第 21 条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 評議員の選任及び解任
- (2) 理事及び監事の選任及び解任
- (3) 評議員並びに理事及び監事の報酬等の支給基準
- (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）並びにこれらの附属明細書の承認
- (5) 基本財産の特定、処分又は除外等
- (6) 定款の変更
- (7) 残余財産の処分
- (8) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(種類及び開催時期)

第 22 条 評議員会は、定時評議員会と臨時評議員会の 2 種類とする。

2 定時評議員会は毎事業年度終了後 3 箇月以内に 1 回開催する。

3 臨時評議員会は次のいずれかに該当した場合、開催する。

- (1) 理事会が必要と判断したとき。
- (2) 評議員から理事に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集の請求があったとき。
- (3) 前号の規定による請求をした評議員が裁判所の許可を得て、評議員会の招集をするとき。

(招集)

第 23 条 評議員会は、前条第 3 項第 3 号の規定により、評議員が招集する場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 理事長は、前条第 3 項第 2 号の規定による請求があったときは、その日から 6 週間以内の日を評議員会の日として評議員会を招集しなければならない。

3 理事長（前条第 3 項第 3 号の規定により評議員が招集する場合にあっては当該評議員）は、評議員会の日から 5 日前までに、評議員に対して評議員会の日時、場所、目的事項及び一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則（以下「一般社団・財団法人法施行規則」という。）で定める事項を記載した書面をもって通知を発しなければならない。

4 前 3 項の規定に関わらず、評議員会は評議員全員の同意がある時は招集の手続きを経ることなく開催することができる。

（議長）

第 24 条 評議員会の議長は開催のつど、出席した評議員の互選により定める。

（定足数）

第 25 条 評議員会は、評議員の過半数の出席がなければ開催することができない。

（決議）

第 26 条 評議員会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることのできる評議員の過半数が出席し、その過半数をもって決し、可否同数の時は議長の決するところによる。

2 評議員又は理事若しくは監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに前項の決議を行わなければならない。評議員又は理事若しくは監事の候補者のそれぞれの合計数が第 15 条又は第 31 条第 1 項に規定する定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

3 第 1 項前段の場合において、議長は、評議員として議決に加わることはできない。

（決議の省略）

第 27 条 理事が、評議員会の目的である事項について提案した場合において、当該提案につき、評議員（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により、同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

（報告の省略）

第 28 条 理事が評議員の全員に対して評議員会に報告すべき事項を通知した場合において、当該事項を評議員会に報告することを要しないことにつき、評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該事項の評議員会への報告があったものとみなす。

（議事録）

第 29 条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 議長及び当該評議員会に出席した評議員の中から選任された議事録署名人1名は、前項の議事録に署名し、又は記名押印するものとする。ただし、議事録が電磁的記録をもって作成されているときは署名又は記名押印にかわる措置をとるものとする。

(評議員会の運営)

第 30 条 評議員会の運営に関する事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、評議員会において別に定める。

第 6 章 役員

(役員 の 設置)

第 31 条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 5名以上 10名以内

(2) 監事 2名以内

- 2 理事のうち1名を理事長、1名を専務理事とする。

- 3 前項の理事長及び専務理事をもって、一般社団・財団法人法第 91 条第 1 項上の代表理事とする。

(役員 の 選任等)

第 32 条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

- 2 理事長及び専務理事は、理事会の決議によって、理事の中から選定する。

- 3 理事のうちには、理事のいずれか1名及びその配偶者又は3親等内の親族その他特殊の関係がある者の合計数が、理事総数の3分の1を超えて含まれてはならない。監事についても同様とする。

- 4 他の同一の団体（公益法人を除く。）の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある理事の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。

- 5 監事には、この法人の理事（親族その他特殊な関係がある者を含む。）及び評議員（親族その他特殊な関係がある者を含む。）並びにこの法人の使用人が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族その他特殊な関係があってはならない。

(理事 の 職務及び権限)

第 33 条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。

- 3 専務理事は、理事長を補佐し、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を執行し、理事長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代行し又は行う。

- 4 専務理事が事故あるとき又は欠けたときは、理事のうち、あらかじめ理事長が指名する者が、その業務執行に係る職務を代行する。

5 理事長又は専務理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で、2回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第 34 条 監事は、次の職務を行い、かつ、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- (1) 理事の職務の執行を監査すること。
- (2) この法人の業務及び財産の状況を監査すること。
- (3) 理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べること。
- (4) 理事が不正な行為をし、若しくは不正な行為をする恐れがあると認められるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは遅滞なくその旨を理事会に報告すること。
- (5) 前号に規定する場合において、必要があると認めるときは、理事長に対し、理事会の招集を請求すること。
- (6) 前号の規定による請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集通知が発せられない場合は、その請求をした監事は、理事会を招集すること。
- (7) 理事が評議員会に提出しようとする議案、書類その他法令で定めるものを調査し、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を評議員会に報告すること。
- (8) 理事がこの法人の目的の範囲外の行為その他法令又は定款に違反する行為をし、又はこれらの行為をする恐れがある場合において、その行為によってその法人に著しい損害が生ずる恐れがあるときは、その理事に対し、その行為をやめることを請求すること。
- (9) その他監事に認められた法令上の権限を行使すること。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第 35 条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時 までとする。ただし、再任を妨げない。

2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時 までとする。ただし、再任を妨げない。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事又は監事は、第 31 条第1項に規定する定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(理事長又は専務理事が欠けた場合の措置)

第 36 条 理事長又は専務理事が欠けた場合には、任期の満了又は辞任により退任した理事長又は専務理事は、新たに選定された理事長又は専務理事（一般社団・財団法人法第 79 条第 2 項の一時代表理事の職務を行うべき者を含む。）が就任するまで、なお理事長又は専務理事としての権利義務を有する。

（役員解任等）

第 37 条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。この場合、議決に加わることのできる評議員の 3 分の 2 以上の多数の決議に基づいて行わなくてはならない。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

2 理事長又は専務理事にふさわしくない行為があると認められるときは、理事会の決議によって解職することができる。この場合、議決に加わることのできる理事の 3 分の 2 以上の多数の決議に基づいて行わなくてはならない。

（役員登記等）

第 38 条 理事又は監事に変更を生じたときは、2 週間以内に、主たる事務所の所在地において変更の登記をし、遅滞なくその旨を神奈川県知事に届け出なければならない。

（役員に対する報酬等）

第 39 条 理事及び監事には、その職務の対価として、評議員会において別に定める報酬の支給基準に従って算定した額を報酬として支給することができる。

2 理事及び監事には、その職務を執行するために要する費用を弁償することができる。この場合の支給基準については、評議員会において別に定める。

（役員責任の軽減）

第 40 条 この法人は、一般社団・財団法人法第 198 条において準用する同法第 111 条第 1 項の規定による、理事又は監事の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって賠償額から同法第 113 条第 1 項第 2 号に掲げる額を控除して得た額を限度として免除することができる。

2 前項の規定に基づく理事の賠償責任の免除について、理事会に議案を提出する場合には、監事の同意を得なければならない。

第 7 章 理事会

（構成）

第 41 条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

（権限）

第 42 条 理事会は、次の職務を行う。

(1) この法人の業務執行の決定

(2) 理事の職務の執行の監督

- (3) 理事長又は専務理事の選定及び解職
 - (4) 基本財産の特定、処分又は除外等
 - (5) 長期又は多額な借入金及び重要な財産の処分又は譲受け
 - (6) 事業計画書、収支予算書等の承認
 - (7) 事業報告及び決算の承認
 - (8) 評議員会の招集
 - (9) 役員の実任の軽減
 - (10) 重要な使用人の選任及び解任
 - (11) 重要な組織の設置、変更及び廃止
 - (12) この法人の業務の適正を確保するための体制整備
 - (13) その他法令又はこの定款で理事会の職務と定める事項
- 2 理事会はこの定款の定めにより理事会の決議を必要とする事項の他、重要な業務執行の決定を理事に委任することができない。

(種類及び開催)

第 43 条 理事会は定例理事会、臨時理事会の 2 種類とする。

- 2 定例理事会は事業年度ごとに 2 回以上開催する。
- 3 臨時理事会は、次のいずれかに該当する場合に開催する。
 - (1) 理事長が必要と認めたとき。
 - (2) 理事長以外の理事から理事長に対し、理事会の目的である事項を記載した書面をもって理事会招集の請求があったとき。
 - (3) 前号の規定による請求があった日から 5 日以内に、その請求があった日から 2 週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集するとき。
 - (4) 第 34 条第 1 項第 5 号の規定により、監事から理事長に対し理事会の招集の請求があったとき、又は同項第 6 号の規定により、監事が理事会を招集するとき。

(招集)

第 44 条 理事会は、前条第 3 項第 3 号の規定により理事が招集する場合又は第 4 号後段の規定により監事が招集する場合を除き、理事長が招集する。

- 2 理事長は前条第 3 項第 2 号又は、第 4 号前段の規定による請求があったときは、その請求があった日から 2 週間以内を理事会の日として招集しなければならない。
- 3 理事会を招集する者は、理事会の 5 日前までに、各理事及び監事に対して理事会の日時及び場所並びに目的事項等を記載した書面をもって、各理事及び各監事に対して通知を発生しなければならない。
- 4 前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく、理事会を開催することができる。

(議長)

第 45 条 理事会の議長は理事長がこれに当たる。

(定足数)

第 46 条 理事会は、理事の過半数の出席がなければ開催することができない。

(決議)

第 47 条 理事会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることのできる理事の過半数が出席し、その過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

2 前項前段の場合において、議長は理事として議決に加わることはできない。

(理事会の決議の省略)

第 48 条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき理事(当該事項について議決に加わることのできる理事に限る。)の全員が書面又は電磁的記録により、同意の意思表示をしたとき(監事が当該提案について異議を述べたときを除く。)は、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(理事会への報告の省略)

第 49 条 理事又は監事が理事又は監事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知したときは、当該事項を理事会へ報告することを要しない。

2 前項の規定は第 33 条第 5 項の規定による報告については適用しない。

(議事録)

第 50 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議事録が書面をもって作成されているときは、当該理事会に出席した理事長及び専務理事並びに監事はこれに署名し、又は記名押印するものとする。

3 議事録が電磁的記録をもって作成されているときは、一般社団法人・財団法人法施行規則で定める署名又は記名押印に代わる措置をとらなければならない。

(理事会の運営)

第 51 条 理事会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会において別に定める。

第 8 章 名誉顧問

(名誉顧問)

第 52 条 この法人に名誉顧問を置くことができる。

2 名誉顧問の選任及び解任は、この法人の運営等に関し優れた識見を有する者のうちから、理事会において選任し、理事長が委嘱する。

3 名誉顧問は、この法人の運営に関する重要事項について、理事長の諮問に応じ、意見を述べることができる。

4 名誉顧問は無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

- 5 前項に関する支払いを行う場合は、評議員会において別に定める報酬の支給の基準を準用する。

第9章 賛助会員

(賛助会員)

第 53 条 この法人の目的に賛同し、その事業に協力しようとする個人又は団体を賛助会員とすることができる。

- 2 賛助会員に関し必要な事項は、理事会において別に定める。

第 10 章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第 54 条 この定款は、評議員会において議決に加わることができる評議員の3分の2以上の多数による決議によって変更することができる。

- 2 前項の規定は、この定款の第3条、第4条及び第16条についても適用する。

3 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「公益認定法」という。）第11条第1項に掲げる事項に係る定款の変更（軽微なものを除く。）をしようとするときは、その事項の変更につき、神奈川県知事の認定を受けなければならない。

- 4 前項に該当する場合を除き、定款の変更を行ったときは、遅滞なくその旨を神奈川県知事に届け出なければならない。

(解散)

第 55 条 この法人は、一般社団・財団法人法第 202 条に規定する事由によって解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第 56 条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を継承する法人が公益法人であるときを除く。）において公益認定法第 30 条第 2 項に規定する公益目的取得財産残額があるときは、評議員会の決議を経て、これに相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1箇月以内に、同法第5条第17号に掲げる法人又は地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第 57 条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、地方公共団体又は公益認定法第5条第17号に掲げる法人であって租税特別措置法第40条第1項に規定する公益法人等に該当する法人に贈与するものとする。

第 11 章 事務局

(設置等)

第 58 条 この法人の事務を処理するため、この法人に事務局を設置する。

- 2 事務局に、事務局長その他所要の職員を置く。
3 事務局長は、理事長が理事会の承認を経て任免する。

4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会において別に定める。

第 12 章 情報公開及び個人情報の保護

(情報公開)

第 59 条 この法人は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容及び財務資料等を積極的に公開するものとする。

2 情報公開に関する必要な事項は、理事会において別に定める。

(個人情報の保護)

第 60 条 この法人は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期するものとする。

2 個人情報の保護に関する必要な事項は、理事会において別に定める。

第 13 章 公告の方法及び帳簿の備え置き

(公告方法)

第 61 条 この法人の公告は電子公告により行う。

2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法により行う。

(帳簿等)

第 62 条 この法人の事務所には、常に次に掲げる帳簿及び書類を備え置かなければならない。なお備え置くべき期間につき法令等に定めがあるものについては、それに準拠して備え置くものとする。

(1) 定款

(2) 役員及び評議員の名簿

(3) 事業計画書

(4) 収支予算書

(5) 資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類

(6) 理事会及び評議員会の議事録

(7) 事業報告書、貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）並びにこれらの附属明細書

(8) 財産目録

(9) 監査報告書

(10) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(11) 役員及び評議員に対する報酬等の支給基準

(12) その他法令で定める帳簿及び書類

2 前項各号の帳簿及び書類の閲覧については、法令の定めによるほか、理事会において別に定めるところによるものとする。

第 14 章 補則

(委任)

第 63 条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に関して必要な事項は、理事会において別に定める。

附 則

1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下「整備法」という）第 106 条第 1 項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

2 整備法第 106 条第 1 項に定める特例民法法人の解散の登記と公益法人の設立の登記を行ったときは、第 9 条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

3 この法人の最初の代表理事は、それぞれ次に掲げる者とする。

代表理事 理事長 福原義春
専務理事 杉山喜男

4 この法人の最初の評議員は、次に掲げる者とする。

小野間重雄
三枝康雄
塩原良和
鈴木和夫
鈴木佑司
野村芳広
細谷早里
松野勝民
三科清高
吉井隆

附 則

1 この定款は平成 27 年 6 月 29 日から施行する。

附 則

この定款は平成 28 年 6 月 24 日から施行する。

附 則

この定款は令和 2 年 4 月 1 日から施行する。